労働安全衛生法第57条の３第３項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示

危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の３第３項の規定に基づき、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針を次のとおり公表する。

なお、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年３月30日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第２号）は、平成28年６月１日をもって廃止する。

平成27年９月18日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　名称　化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

２　趣旨　本指針は、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係る労働安全衛生法第57条の３第１項及び第２項の規定に基づく措置の基本的な考え方及び実施事項について定めたものであり、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とするものである。

３　適用日　平成28年６月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。